一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字平字藏下一九三一の四五、一九三一の四六、字マキノ内二〇七三の二から二〇七三の五まで、二〇七三の寅、字岩井口二三七四、二三七六の二、二三七七の一、二三七八、二三七九、二三七九の一、二三八〇から二三八三まで、字柳沢二三九二から二四〇〇まで、二四〇二から二四〇四まで、二四〇六から二四一七まで、二四一八、二四一八の一、二四一九から二四二一まで、二四二一の一、二四二二、二四二三、二四二三の子、二四二四、二四二五、二四二五の子、二四二六から二四二八まで、二四三〇の一、二四三〇の二、二四三一の一、二四三一の二、二四三二から二四三四まで、二四三四の子、二四三五の一、二四三五の二、二四三五の子、二四三六、二四三七の一から二四三七の三まで、二四三八、二四三九、二四四〇の一、二四四〇の二、二四四一、二四四二、二四四三の一、二四四四、二四四四九の一から二四四九の三まで、二四四九の子、二四四九の寅から二四四九の辰まで、二四五〇、二四五〇の一、二四五三、二四五三の子、二四五五の一、二四五五の四、二四五六、二四五六の一、二四五六の二、二四五八、二四五八の一、二四五九、二四五九の一、二四六〇から二四六四まで、二四六四の一、二四六四の子、二四六五、二四六五の一、二四六五の子、二四六六の丑、二四六六から二四七〇まで、二四七〇の子から二四七〇の寅まで、二四七一、二四七二、二四七二の一、二四七三、二四七四の一から二四七四の四まで、二四七五、二四七五の一、二四七五の二、二四七六から二四七八まで、二四七八の一、二四七九から二四八二まで、二四八四、二四八五の二、二四八六から二四八九まで、二四九二の二、二四九三の一、二四九三の二、二四九四から二四九八まで、二五〇〇、二五〇〇の一、二五〇二、二五〇四から二五〇六まで、二五〇七の一、二五〇七の二、二五〇八から二五一一まで、二五一二の一、二五一二の二、二五一三の一、二五一三の三から二五一三の五まで、二五一四の一、二五一五の一、二五一六の二、二五一七の一、二五一八、二五二〇の一から二五二〇の三まで、二五二一、二五二二、二五二二の一、二五二二の二、二五二三から二五二七まで、二五二七の子、二五三〇から二五三二の子から二五三二の辰まで、二五三三から二五三六まで、二五三六の一、二五三七、二五三八、二五四〇、二五四〇の子、二五四二、二五四三の一、二五四四の一、二五四四の五、二五四四の子、二五四五の一、二五四六、二五四七、二五五一の一、二五五一の丑、二五五二から二五五四まで、二五五四の子、二五五五の一、二五五五の二、二五五五の子、二五五六から二五六三まで、二五六三の一、二五六三の子、二五六四、二五六五、二五六五の一、二五六六、二五六六の一、二五六八の一、二五六八の三、二五六八の四、二五六八の子、二五七〇の一、二五七〇の二、字滝ノ下二四八三、字池ノ原二五九二、二六〇二から二六〇四まで、字ボウシガタキ二六四三の二から二六四三の四まで、二六四三の六、二六四三の八から二六四三の一一まで、二六四三の一五、二六四三の一七から二六四三の二〇まで、二六四三の二六から二六四三の二九まで、二六四三の三一、二六四三の三二、二六四三の三五から二六四三の三九まで、二六四三の四二、二六四三の四四から二六四三の四六まで、二六四三の四八、二六四三の五一から二六四三の五三まで、二六四三の五七、二六四三の五八、二六四三の六一、二六四三の六二、二六四三の巳

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百五号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

別表中3田子の浦港の表を削り、4和歌山下津港の表を3和歌山下津港の表とし、5姫路港の表を4姫路港の表とし、6福山港の表を5福山港の表とし、7唐津港の表を6唐津港の表とし、8三池港の表を7三池港の表とする。

○海上保安庁告示第百六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四一度五二分二一秒東経一四二度一〇分二〇秒、北緯四一度二八分四二秒東経一四三度九分二五秒、北緯四一度二八分四四秒東経一四三度一四分三九秒、北緯四〇度三六分五四秒東経一四三度一四分五七秒、北緯四〇度四〇分二〇秒東経一四二度一五分五一秒、北緯四一度三三分二三秒東経一四二度一〇分一一秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年六月一日から平成二十五年七月二十一日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十号（平成二十五年五月二十四日発行）、一管区水路通報第十九号（平成二十五年五月二十四日発行）、二管区水路通報第十九号（平成二十五年五月十七日発行）

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
弘前市大字高田一丁目六番一六から同市大字城東中央五丁目六番一一まで	前	三〇・七メートル～一八・二メートル	二九・六キロメートル
	後	三〇・七メートル～六五・六メートル	二九・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
弘前市大字城東北四丁目一番一五から同市大字城東北四丁目五番一八まで	前	二三・一メートル～二九・六メートル	二・四キロメートル
	後	二四・四メートル～二九・六メートル	〇・六一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所